

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後					改正前							
別表1（定額助成（ハード事業））					別表1（定額助成（ハード事業））							
事業種類		事業内容等		助成単価(※1)		事業種類		事業内容等		助成単価(※1)		
				1. 通常	2. 集約化する 場合					1. 通常	2. 集約化する 場合	
(1) 区画拡大					(1) 区画拡大							
ア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ア	(略)	(略)	(略)	(略)	
イ	水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	(略)	44.5万円/10a	53万円/10a	(略)	イ	水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	(略)	47万円/10a	56万円/10a
				<u>【32.5万円/10a】</u>	<u>【39万円/10a】</u>						<u>【33万円/10a】</u>	<u>【39.5万円/10a】</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 暗渠排水	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設	(略)	12.5万円/10a	15万円/10a	(2) 暗渠排水	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(新設)
				<u>【9万円/10a】</u>	<u>【10.5万円/10a】</u>							
(3)～(11)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3)～(11)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注) (略)

※1・※2 (略)

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価から減算するものとする。
ア～ウ (略)

※4 (2)に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を助成単価に加算するものとする。

※5 一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、次に定めるとおり助成

注) (略)

※1・※2 (略)

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
ア～ウ (略)

※4 (2)に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を加算するものとする。

※5 (2)及び(3)に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合に

単価に加算するものとする。

ア (2) にあっては、受益面積10アール当たり3万5千円を加算

イ (3) にあっては、施工延長100メートル当たり3万円を加算

※6 (2) に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を助成単価に加算するものとする。

※7 (略)

※8 (7) のエにあっては、幅広畦畔の場合は5万5千円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m(幅広畦畔の場合は10万円/100m)、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ助成単価に加算するものとする。

は、受益面積10アール当たり((3) にあっては施工延長100メートル当たり)3.5万円を加算するものとする。

(新設)

(新設)

※6 (2) に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を加算するものとする。

※7 (略)

※8 (7) のエにあっては、幅広畦畔の場合は5万円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m(幅広畦畔の場合は10万円/100m)、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

農地耕作条件改善事業実施要領

制定 平成27年4月9日付け26農振第2070号
最終改正 令和8年4月7日付け7農振第3301号

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業は、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 要綱第5の4の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織又は農業委員会（ただし、定率助成の事業種類の欄（10）に掲げるものに限る。）とする。
- 2 要綱第5の5の農業法人等とは、農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。
 - （1）ハード事業の実施区域がある市町村において、担い手であること又は担い手となることが確実と見込まれること。
 - （2）ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構（以下「機構」という。）から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。
- 3 定額助成の事業種類の欄（1）から（8）まで及び（11）に掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第3 計画等の作成

- 1 要綱第7の1の機構との連携概要は、別記様式第1号を参考に作成するものとする。
- 2 要綱第7の2の農地耕作条件改善計画は、別記様式第2号により作成するものとする。

- 3 要綱第7の2の「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。
- 4 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、事業に必要な計画を作成するものとする。

第4 事業の申請等

- 1 要綱第8の1の事業採択申請書は別記様式第3号により、要綱第8の2の事業採択通知書は別記様式第4号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第8の4により事業計画等を変更する報告を行う場合には、事業変更報告書は別記様式第5号により作成するものとする。
- 2 要綱第8の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
 - (3) 農地耕作条件改善計画における附帯計画の追加又は削除
 - (4) 事業実施期間の変更
 - (5) 計画の目標の変更
 - (6) 定率助成の事業種類の欄の(15)、(16)若しくは(17)の追加又は活用する事業種類の変更
- 3 要綱第7の2の(8)の機構集積推進実施計画は、実施地区における市町村長が、都道府県、機構、農業委員会及び土地改良区等の関係機関並びに関係する農業者と必要な調整を行った上で作成し、都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、市町村が作成した機構集積推進実施計画を確認し、適当と判断する場合は、その計画を基に、都道府県の機構集積推進実施計画を作成し、事業採択申請書に添付するものとする。
- 4 農業法人が事業実施主体となる場合は、機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。
- 5 第2の2に規定する活動組織が事業実施主体となる場合は、機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。

第5 事業達成状況の報告

要綱第9の1から3までの事業達成状況の報告は、以下のとおり行うものとする。

- 1 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2号により行うものとする。
- 2 機構集積推進費については、市町村長は、事業が完了したときは、機構集積推進実施計画に係る事業達成状況を都道府県知事へ報告するものとする。都道府県知事は、市町村が作成した報告書を基に、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 3 地方農政局長等への「報告」は、別記様式第6号によるものとする。
- 4 「改善計画」は、別記様式第7号によるものとする。

第6 助成

- 1 要綱第10の1について農村振興局長が別に定める助成単価とは、次に定めるところによる。
 - (1) 定額助成の事業種類の欄(1)から(8)まで及び(11)にあつては、以下の内容のものとする。なお、助成単価は、別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。
 - ア イに掲げるもの以外のものにあつては、別表1の助成単価の欄の1に掲げるもの
 - イ 事業完了時までには担い手に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表1の助成単価の欄の2に掲げるもの
 - (2) 定額助成の事業種類の欄(9)及び(10)にあつては、別表2に掲げるものとする。
 - (3) (1)のイの集約とは、同一の担い手の経営等農用地が1ヘクタール(北海道にあつては3ヘクタール)以上のまとまりを有する状態をいう。なお、一連の作業を継続するに当たって支障のない農地であつて、次のいずれかに該当するものをまとまりを有する農地とする。
 - ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
 - イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
 - ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
 - エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
 - オ 2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
 - カ その他、本事業の趣旨に照らして相当であると認めるもの
 - (4) (3)の経営等農用地とは、所有権、利用権(基盤法第4条第3項第1号の利用権をいう。)等の権原に基づき、又は農作業受託(基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。)により集積された農地をいう。
 - (5) (4)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。
 - ア 耕起
 - イ 代かき
 - ウ 田植え又は播種
 - エ 収穫
- 2 要綱第10の2について助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。
 - (1) 純工事費
 - (2) 測量設計費
 - (3) 用地費及び補償費
 - (4) 船舶機械器具費
 - (5) 全体実施設計費

- (6) 換地費
- (7) 調査・調整費
- (8) 経理管理・指導費
- (9) 機械作業体系の導入に必要な機械・施設のリース導入等に要する経費
- (10) 労働生産性の向上に必要な機械・施設のリース導入に要する経費
- (11) 機構集積推進費及び高収益作物導入推進費にあつては、生産基盤整備事業（定率助成の事業種類の欄の（1）から（9）までのハード事業をいう。以下同じ。）の総事業費に12.5%を乗じた額とする。ただし、別表3に掲げる地域等において行うものにあつては、同表の助成割合を乗じた額とする。
- (12) 高収益作物導入促進費にあつては、生産基盤整備事業の総事業費に別表4の区分に示す助成割合を乗じた額とする。

第7 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

第8 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 機構、市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、機構、市町村、農業者団体又は農業法人等に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 5 事業の着手は、原則として、国からの交付金の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第8号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）

の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 6 定額助成の事業種類の欄の(4)及び(7)に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の(1)に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上)の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の(1)から(3)まで、(5)、(6)、(8)及び(11)に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の(2)から(8)まで(8)については、耕作放棄地解消のための簡易な整備を行ったものに限る。)に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用に供する場合
- (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) (1)及び(2)のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して(北海道にあっては農村振興局長が)特にやむを得ないと認める場合

- 7 6により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

- 9 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、以下の要件を満たすものに限る。

- (1) 本事業の受益地内において使用するもの
- (2) 農業者2者以上により共同利用するもの

- 10 本事業の交付対象となる施設及び農業機械のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>))。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、事業完了時まで提供者と当該施設及び農業機械の所有者又は管理者においてそのデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすことを確認すること。

- 11 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況(作業内容、作業時間、支出額等)を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。

- 12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄（11）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の交付金の交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。
- 13 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。
- 14 国等の他の事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助対象としない。
- 15 第2から第5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 16 事業実施主体が土地改良法第111条の9第2号の規定に基づき、土地改良事業の工事（調査・計画・設計・積算や工事発注・進捗管理等）を土地改良事業団体連合会に委託する場合、当該委託経費は第6の2（1）、（2）又は（5）から支弁するものとする。
- 17 定額助成の（1）から（8）まで及び（11）の事業、定率助成の（1）から（7）までの事業及び（14）の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 18 17に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は17の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8の17及び18の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領第2の2（1）に規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。
- 3 この通知による改正後の定額助成の単価については、令和5年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和4年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 「農地耕作条件改善事業実施要綱の一部改正について（令和7年4月1日付け6農振第2348号農林水産事務次官依命通知）」この通知による改正前の要綱に基づき採択された地区のうち、農地整備・集約推進費を実施する地区の当該推進費の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正後の定額助成の単価については、令和7年度補正予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和7年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

別表 1 (定額助成 (ハード事業))

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(1) 区画拡大				
ア 水路変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化	11万円/10a 【7.5万円/10a】	13万円/10a 【9万円/10a】
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	46.5万円/10a 【33万円/10a】	55.5万円/10a 【39.5万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】	53万円/10a 【39万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし		25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】
(2) 暗渠排水				
	バックホウ工法、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】
	バックホウ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】
	トレンチャ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】
	掘削同時埋設工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	12.5万円/10a 【9万円/10a】	15万円/10a 【10.5万円/10a】

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(3) 湧水処理	表土扱いあり	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	24万円/100m 【17万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】
	表土扱いなし	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	23万円/100m 【16.5万円/100m】	27.5万円/100m 【19.5万円/100m】
(4) 末端畑地かんがい施設	樹園地		35万円/10a 【24.5万円/10a】	42万円/10a 【29万円/10a】
	樹園地以外の畑地	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)	21.5万円/10a 【15万円/10a】	25.5万円/10a 【18万円/10a】
	ほ場外からの接続管		7万円/10m 【5万円/10m】	8万円/10m 【6万円/10m】
	給水栓設置のみ	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックホウ)	2.5万円/箇所 【2万円/箇所】	3万円/箇所 【2万円/箇所】
(5) 客土	客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	
(6) 除礫	除礫(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	
(7) 更新整備	ア 用水路	300×300mm 土工(バックホウ)、用水路工、附帯工(柵据付工、取水ゲート据付工)	15万円/10m 【10.5万円/10m】	18万円/10m 【12.5万円/10m】
	イ 排水路	500×500mm 土工(バックホウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設)	28万円/10m 【20.5万円/10m】	33.5万円/10m 【24.5万円/10m】
	ウ 農作業道	幅4m 土工(バックホウ)、路床材投入(バックホウ)、路床工(ブルドーザ、ローラ等)、路盤工(ローラ等)、舗装工(ローラ等)	12.5万円/10m 【8.5万円/10m】	15万円/10m 【10万円/10m】
	エ 畦畔	300×300mm, 勾配1:1.0 畦畔築立(バックホウ)	16万円/100m 【11万円/100m】	19万円/100m 【13万円/100m】
	オ 排水口	320×445×700mm 土工(バックホウ)、附帯工(柵据付工)	5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	6万円/箇所 【4万円/箇所】
	カ 特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める		
(8) 畑作転換工	ア 額縁排水溝	額縁排水溝(バックホウ)	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】
	イ 酸度矯正	酸度矯正(トラクタ、スプレッダ)	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】
(11) 病虫害対策	反転耕	反転耕(バックホウ)50cm以上	30万円/10a 【22万円/10a】	
	混層耕	混層耕(トラクタ、プラウ)耕起深60cm以上	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】	
	堆肥施用	堆肥施用(トラクタ、スプレッダ)	3.5万円/10a 【2万円/10a】	
	明渠排水	明渠排水(バックホウ)	1.5万円/100m 【1万円/100m】	

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。

※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。

※2 (1)から(6)まで、(8)及び(11)にあつては、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(7)にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価から減算するものとする。

ア (1)にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算

- イ (2)にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
ウ (3)にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- ※4 (2)に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を助成単価に加算するものとする。
- ※5 一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、次に定めるとおり助成単価に加算するものとする。
- ア (2)にあつては、受益面積10アール当たり3万5千円を加算
イ (3)にあつては、施工延長100メートル当たり3万円を加算
- ※6 (2)に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を助成単価に加算するものとする。
- ※7 (2)に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。
- 助成額 = $A \times 10 / L \times \text{助成単価}$
- ※8 (7)のエにあつては、幅広畦畔の場合は5万5千円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m(幅広畦畔の場合は10万円/100m)、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ助成単価に加算するものとする。

別表2 (定額助成(ソフト事業))

事業種類		助成単価	
(9) 条件改善推進費		単年度当たり 300 万円迄	
(10) 高収益作物転換支援			
ア 高収益作物転換推進費	ハード事業の受益面積の 1/4 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 300 万円迄	
	ハード事業の受益面積の 1/3 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 400 万円迄	
	ハード事業の受益面積の 1/2 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 500 万円迄	
イ 新植・改植等支援			
(ア) 新植・改植支援	果樹の新植・改植		
	慣行樹形等	うんしゅうみかん等のかんきつ類	21 (23) 万円/10a
		りんごのわい化栽培	32 (33) 万円/10a
		ぶどう (加工用) の垣根栽培	32 (33) 万円/10a
		主要果樹 (かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。) (ただし、アからウまでに掲げる場合を除く。)	15 (17) 万円/10a
		上記のいずれの場合にも該当しない場合	2 分の 1 以内
	省力樹形	超高密植 (トールスピンドル) 栽培 (りんご)	71 (73) 万円/10a
		高密植低樹高 (新しい化) 栽培 (りんご)	52 (53) 万円/10a
		根域制限栽培 (うんしゅうみかん等のかんきつ類)	108 (111) 万円/10a
		根域制限栽培 (ぶどう、なし、もも等)	99 (100) 万円/10a
		ジョイント栽培 (なし、もも、すもも、かき等)	32 (33) 万円/10a
		朝日ロンバス方式 (りんご)	32 (33) 万円/10a
		V字ジョイント栽培 (なし、りんご、もも、おうとう、かき等)	71 (73) 万円/10a
	上記のいずれの場合にも該当しない場合	2 分の 1 以内	
	茶の新植・改植		12 (15.2) 万円/10a
(イ) 幼木管理支援	果樹に係るもの	22.0 万円/10a	
	茶に係るもの	14.1 万円/10a	
(ウ) 経営継続発展支援	大苗の育成支援	20.0 万円/10a	
	代替農地での営農支援	28.0 万円/10a	
	省力技術研修支援	3.0 万円/10a	
ウ 園芸作物モデル産地形成支援		単年度当たり 300 万円迄	

※1 (9) 並びに (10) のア及びウの助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。

※2 (10) のアを実施する場合は、※1に示す限度額の範囲内で (9) を実施することができる。

※3 (9) においては、以下に掲げる事業を実施することができる。

- ア 権利関係 (水利権等)、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進、水田貯留機能向上等に関する調査・調整活動
- イ ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定
- ウ 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

※4 (10) のアにおいては、以下に該当する事業を実施することができる。

- ア 農産物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等、高収益作物転換プランの作成に当たって必要となる支援
- イ 現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等、営農定着の促進に当たって必要となる支援
- ウ 高収益作物導入に向けて、専門家による基盤整備に係る技術的な指導・助言を受けるに当たって必要となる支援

※5 (10) のイの (ア) の単価は新植支援単価 (括弧書きは改植支援単価)

※6 (10) のイの (ウ) は、以下の取組を実施することができる。

- ア 大苗の育成支援においては、改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組
- イ 代替農地での営農支援においては、未利用の農地等を取得又は賃借等して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保するための取組
- ウ 省力技術研修支援においては、成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組

※7 (10) のウにおいては、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大を実施することができる。

別表3（地域等ごとの推進費の助成割合）

地域等	事業実施主体		
	都道府県	市町村	その他
1 北海道			
（1）一般	7.5%	12.5%	12.5%
（2）畑地帯	5.5%		
（3）離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域	2.5%	10%	12.5%
2 沖縄県	2.5%	6%	9%
3 奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域			
（1）一般	7%	8%	12.5%
（2）水田地帯であって農業用排水施設の整備を行うもの	2%		
（3）畑地帯	7.5%		
4 離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域	7.5%	10%	12.5%

- ※1 離島とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。
- ※2 半島とは、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。
- ※3 特別豪雪地帯とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域をいう。
- ※4 振興山村とは、山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。
- ※5 過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和5年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和5年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）をいう。
- ※6 特定農山村地域とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。
- ※7 急傾斜畑地帯とは、旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。
- ※8 指定棚田地域とは、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。

別表4（促進費の助成割合）

区分	高収益作物転換率	助成割合	助成額
高収益作物導入促進費	50%以上	12.5%	生産基盤整備事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	40%以上 50%未満	10.0%	
	30%以上 40%未満	7.5%	

別記様式第1号

農地中間管理事業との連携概要 記載例

〇〇県△△市 □□区域(◎◎地区)

※ □□区域は地域計画の策定区域名(予定も可)、◎◎地区は農地耕作条件改善事業の地区名を記載

1. 地域の概要	
<p>・□□地区は、△△市のほぼ中心に位置し、AA川水系のBB川沿いに広がる平野部で市の中心的水田地帯となっているが、小区画・不整形で耕作農地が各所に分散していることから、効率的な水田作を実現するため、「農地耕作条件改善事業(◎◎)地区」による大区画化と農地中間管理事業による集積・集約化を行うものである。</p> <p>・□□地区のある△△市は中山間地域であり、安定的な農業経営を実現するためには水田作から高収益作物への転換が効果的であることから、「農地耕作条件改善事業(◎◎地区)」により一部高収益作物への転換を図りつつ、大区画化等よりに農地中間管理機構による集積・集約化を行うものである。</p>	
2. 農地中間管理事業との連携の概要	
<p>・農地の区画拡大等を行い、農地中間管理事業を活用して担い手に集積</p> <p>・農地中間管理事業により担い手に貸し出された農地について、暗渠排水等による耕作条件の改善を行い、高収益作物への転換を推進</p>	
3. 機構の活用イメージ(農地利用図)	
<p>注1: 地域計画の策定区域の範囲及び農地耕作条件改善事業の受益範囲を明記すること。</p> <p>注2: 他事業(国営事業、都道府県営事業等国費が投じられている事業のこと)と組み合わせる場合はその受益範囲を明記すること。</p>	
【計画(〇〇年)】	
① 機構から転貸を受けた担い手の集積面積及び集積率	〇.〇ha、〇%
② 機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積	〇.〇ha/〇経営体
③ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数	〇箇所
④ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積	〇〇ha/団地
⑤ 機構から転貸を受けた新規就農者数	〇人
⑥ 機構から転貸を受けた参入企業数	〇法人
注3: 団地:連続して作付けができるほ場	
4. 機構の活用に関しての創意工夫があれば、記載してください。	

農地造成	A=〇〇a									
農用地の保全	土留工 L=〇〇m									
営農環境整備支援	実施内容〇〇									
管理省力化支援	実施内容〇〇									
条件改善促進支援	実施内容〇〇									
指導	実施内容〇〇									
高収益作物導入支援	実施内容〇〇									
スマート農業導入支援										
RTK-GNSS 基準局整備	基準局 〇基									
先進的省力化 技術支援導入支援	自動操舵システム〇機 UAV 〇機									
調査・調整、実 施計画策定支援	実施内容〇〇									
粗放的農地利用整 備	実施内容〇〇									
機構集積推進費	実施内容〇〇									
高収益作物導入促 進費	実施内容〇〇									
高収益作物導入推 進費	実施内容〇〇									
小計										
合計										
その他必要な事項										

【防災事業の概要】（該当する場合）

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の 費用負担の方法 (事業達成状況報告時のみ記 載)	・総事業費(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円	
定率助成の 費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な項目		

- 注：1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 農地耕作条件改善計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。また、実施結果の報告の際には、【防災事業の概要】のうち「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額について記入する。
- 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費（百万円）を記入する。また、小計及び合計には、総事業費（百万円）及び年度事業費（百万円）を記入する。
- 4) 第6の1の（1）イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 5) 定額助成の事業のうち、土層改良を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 6) 定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業を除く）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容の詳細及び更新整備の必要性を記した資料を添付する。
- 7) 定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び設定単価を記入の上、実施内容の詳細、更新整備の必要性及び単価の考え方を記した資料を添付する。
- 8) 定額助成の事業のうち、条件改善推進費及び高収益作物転換推進費を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び年基準額を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 9) 定率助成の事業のうち、営農環境整備支援、管理省力化支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、スマート農業導入支援及び粗放的農地利用整備を行う際には、別添定率助成補足説明資料のとおり、実施内容を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付する。
- 10) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 11) 定額助成の事業のうち、区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 12) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 13) 定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成状況報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等（無償分）を金額換算した金額を含む総事業費を記入する。
- 14) 生産緑地等で実施する場合は、「地域計画の策定区域名又は生産緑地等の地区名（策定時期）」の欄に、該当する実施要綱第4の1の（1）の条件を併せて記載する。
- 15) 農地防災事業を実施する場合は、「農地防災事業の実施」の欄にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
- A：防災A型（湛水防除、地盤沈下、防災ダム等） B：防災B型（ため池等整備等）
- 16) 実施要綱第2の5の（5）により市町村長が認めた担い手がいる場合には、「その他必要な事項」の欄に、地域の農業の担い手に係る基準を記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：土層改良及び更新整備を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【集約化計画（担い手ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類		担い手			
		A 法人	B 集落営農組合	C 個人	合計
区画拡大					
水路変更なし	受益面積				
	うち集約化面積				
水路変更あり	受益面積				
	うち集約化面積				
暗渠排水	受益面積				
	うち集約化面積				
湧水処理	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい 施設 (樹園地以外)	受益面積				
	うち集約化面積				
末端畑地かんがい 施設 (樹園地)	受益面積				
	うち集約化面積				
客土	受益面積				
	うち集約化面積				
除礫	受益面積				
	うち集約化面積				
更新整備					
用水路	施工延長				
	うち集約化延長				
排水路	施工延長				
	うち集約化延長				
農作業道	施工延長				
	うち集約化延長				
畦畔	受益面積				
	うち集約化面積				
排水口	受益面積				
	うち集約化面積				
特認事業	施工延長				
	うち集約化延長				
畑作転換工					
額縁排水溝	受益面積				
	うち集約化延長				
酸度矯正	受益面積				
	うち集約化延長				

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

(2) 除 礫

30mm 以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注：1）現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付する。

【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

(1) 更新整備（特認事業を除く）

実施内容	補足説明
用水路の更新整備	(実施内容の詳細について) <ul style="list-style-type: none"> ・土水路からコンクリート用水路に更新整備するもの。 ・土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W300×H300 (更新整備の必要性について) <ul style="list-style-type: none"> ・当該水路においては、設置されて20年以上経過しており、長寿命化計画からも更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
排水路の更新整備	(実施内容の詳細について) <ul style="list-style-type: none"> ・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500 (更新整備の必要性について) <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
農作業道の更新整備	(実施内容の詳細について) <ul style="list-style-type: none"> ・砂利道をアスファルト舗装に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、アスファルト舗装工：〇〇m、規格：幅4m (更新整備の必要性について) <ul style="list-style-type: none"> ・当該農作業道においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。
畦畔の更新整備	(実施内容の詳細について) <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した畦畔を築立し直して更新整備するもの。 ・畦畔工：〇〇m (更新整備の必要性について) <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過し畦畔が痩せており、水田貯留に向けて十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。
排水口の更新整備	(実施内容の詳細について) <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダムの導入に向けて排水口を更新整備するもの。 ・排水口整備：〇〇箇所 (更新整備の必要性について) <ul style="list-style-type: none"> ・当該地区においては、整備後20年以上が経過しており、水田貯留に向けて排水口の十分な機能が発揮されないため、今回田んぼダムの導入とともに実施するもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
 3) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

(2) 更新整備（特認事業）

実施内容	補足説明
樋門の更新整備	(実施内容の詳細について) <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。 ・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇 (更新整備の必要性について) <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。 (単価の考え方) <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。

- 注：1) 実施内容について、概要や施工数量について記載する。
 2) 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
 3) 設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
 4) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

(3) 条件改善推進費、高収益作物転換推進費

年度別事業計画とその内訳 (イメージ)

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	調査・調整			
	農家意向			
	農地集積			
	高収益作物転換プラン作成支援			
	農産物の需給動向 効率的な輪作体系の検討			
2 年 目	調査・調整			
	権利関係			
	水利用高度化推進			
	実施計画策定			
	測量・設計			
	機能保全計画 実施計画			
3 年 目	高収益作物転換プラン作成支援			
	プラン取りまとめ			
4 年 目	先進的省力化技術導入支援			
	勉強会・研究会の実施			
5 年 目	当農定着促進支援			
	消費者ニーズの再調査			
	専門技術者の育成			
計	先進的省力化技術導入支援			
	農業機械リース			
	当農定着促進支援			
	加工品試作、試験販売 パッケージの検討			

注：1) 事業量及び事業費の根拠となる資料を添付する（積算書、見積書等）。

2) 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）】

営農環境整備支援、管理省力化支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、スマート農業導入支援、粗放的農地利用整備

年度別事業計画とその内訳（イメージ）

年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	条件改善促進支援			
	地形図作成			
2 年 目	営農環境整備支援			
	高付加価値農業施設移転等			
	耕作放棄地解消・発生防止			
	スマート農業導入支援			
	調査測量、GNSS 基地局設計			
	GNSS 基地局設置			
3 年 目	管理省力化支援			
	水管理省力化			
	維持管理省力化			
	条件改善促進支援			
	導入作物に応じた支援			
	IT 技術等活用型施工			
	スマート農業導入支援			
	トラクタへの自動操舵導入			
4 年 目	営農環境整備支援			
	営農飲雑用水施設			
	農作物被害防止施設			
	条件改善促進支援			
	用地整備			
	農業機械維持補修			
	高収益作物導入支援			
	実証展示ほ場の設置・運営			
	高収益作物導入定着推進			
5 年 目	条件改善促進支援			
	農用地等集団化			
	高収益作物導入支援			
	農地の良好な生産環境の維持 及び条件整備			
計				

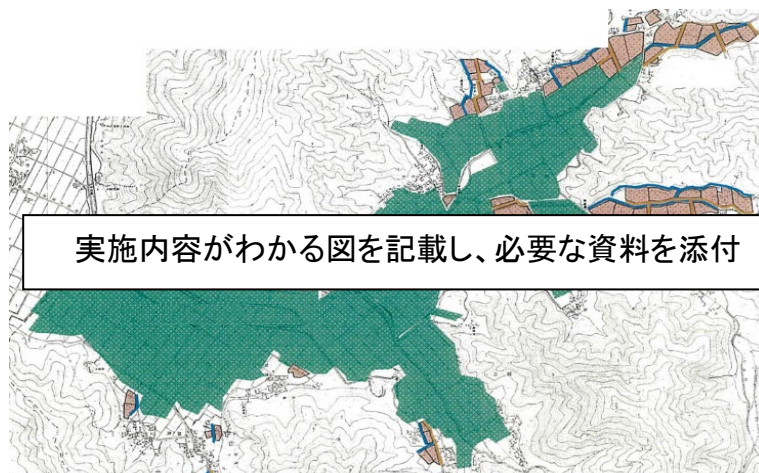
注：1）事業量及び事業費の根拠となる資料を添付する（積算書、見積書等）。

2）記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

附帯計画

【共通】

事業の活用イメージ



実施内容

【地域内農地集積促進計画】

(例) 区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的省力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において農地中間管理機構による担い手への農地の賃貸借面積を向上させる。※ 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積に向けた取組内容を記載。

【高収益作物転換促進計画】

(例) 事業実施区域(地域計画の策定区域)において事業実施区域の農地に係る担い手への集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに〇〇に転換する。※ 農地中間管理機構による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組内容を記載

【スマート農業導入推進計画】

(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、スマート農業の導入に向け、各ほ場へターン農道を設置する。

【病虫害対策計画】

(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業では、地域内農地集積促進型において〇〇の整備を行うとともに、病虫害まん延防止に向けて〇〇haにおいて土層改良を行う。

【水田貯留機能向上計画】

(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業ではこのうちの〇〇haにて田んぼダムを導入し水田貯留機能向上を図る。

【土地利用調整計画】

(例) 業実施区域では、現在〇〇haの面積のほ場があるがその一部においては耕作放棄地となっているため粗放的な利用が求められている。このため本事業では、粗放的な利用を行う農地については林地化を行うとともに、今後も農地として利用を行うところについては区画拡大等を行う。

【共同利用機器導入計画】

(例) 事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業では、暗渠排水を設置するとともに、基盤整備後のほ場において高収益作物を含めた輪作体系を適切に維持するため、補助暗渠や均平、除稈を行うための共同利用機器の導入を行う。

注：1) 実施する事業内容に応じ、必要な計画を策定すること。

2) 事業の活用イメージには、地域内農地集積促進計画を作成する際は、担い手の集積状況の実施前後、高収益作物転換促進計画を作成する際は、作付状況の実施前後を記載する。

【地域内農地集積促進計画】

農地集積に係る目標			
	事業実施前	事業完了後	目標年度(〇〇年度)
担い手の集積面積(率)	〇〇a(〇〇%)	〇〇a(〇〇%)	〇〇a(〇〇%)
担い手の集約化面積(率)	〇〇a(〇〇%)	〇〇a(〇〇%)	〇〇a(〇〇%)
その他			

【高収益作物転換促進計画】

高収益作物転換に係る目標			
	事業実施前	事業完了後	目標年度(〇〇年度)
高収益作物への転換面積(率)	品目: 〇〇a(〇〇%)	品目: 〇〇a(〇〇%)	品目: 〇〇a(〇〇%)
担い手の集積面積(率)	〇〇a(〇〇%)	〇〇a(〇〇%)	〇〇a(〇〇%)
その他			

【スマート農業導入推進計画】

導入するスマート農業の概要					
導入する省力化技術	導入対象面積	導入数	割合	活用農家数	管理体制
自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理
地域の収益性向上の取組					
(必須)高収益作物導入への取組方針		(例)スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物(トマト)を〇年度までに〇haで実施予定。			
(任意)その他		(例)スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組等			
その他					

- 注：1) 導入する省力化技術については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。
 2) 事業実施箇所について、国費が投じられている基盤整備事業が行われていることが分かる資料を添付すること。
 3) 先進的省力化技術導入支援を実施する場合には、導入する機器に係る認定された生産方式革新実施計画の写しを添付すること。

【病害虫対策計画】

病害虫の被害状況						
(例)事業実施区域では、〇年度よりサツマイモ基腐病が見られ、生産量の減少が見られるとともに、被害が地域内に広がり、〇haに及ぶ状況。						
実施する工種						
No.	工種	概要	効果	面積	事業費	備考
1	混層耕	耕起深〇cmの混層耕を実施	混層耕により、病害虫の発生した土壌を混ぜることで、病害虫のまん延防止を図る。	〇ha	〇〇千円	
2	明渠排水	ほ場において額縁明渠排水を設置	排水不良となっているほ場の排水性向上により、病害虫の予防を図る。	〇ha	〇〇千円	
合計				〇ha	〇〇千円	
その他						

注：「病害虫の被害状況」においては、被害の具体的な事例（生産量の減少率や、被害面積の大きさなど）を数値を用いて示すこと。

【水田貯留機能向上計画】

見込まれる水田貯留機能効果						
(例)事業実施区域では、かつてより豪雨に見舞われ、水害の恐れのあるところである。このため、地区内の〇〇haにおいて田んぼダムを導入することで、下流域への排水を緩和し、豪雨時における洪水被害の防止を図る。						
実施する工種						
No.	工種	概要	効果	面積	事業費	備考
1	畦畔補強	〇〇haにおいて畦畔補強を実施	水田貯留に向けた畦畔補強を行うことで豪雨時の貯留を実現する	〇ha	〇〇千円	
2	排水路整備	〇〇mの排水路を整備する	排水路整備により、豪雨後の排水を速やかにする。	〇ha	〇〇千円	
合計				〇ha	〇〇千円	
その他						

注：「見込まれる水田貯留機能効果」においては、これまでの水害などの背景も記載し、その効果についても定量的な数値があるならばそれらも用いて示すこと。

【土地利用調整計画】

地域の農地利用区分						
農業生産の維持・向上を行う農地		〇〇ha	粗放的な利用等による農業生産を行う農地		〇〇ha	
鳥獣緩衝帯等の利用を行う農地		〇〇ha	林地化に向けた土地農地としての利用を行う農地		〇〇ha	
実施する工種						
No.	工種	概要	効果	面積	事業費	備考
1	粗放的農地利用整備	粗放的利用に向けた用地整備、作業道設置	耕作放棄地となり今後林地化を行う整備を実施する。	〇ha	〇〇千円	
2	区画整理	ほ場における区画拡大	区画拡大による生産性の向上を図る。	〇ha	〇〇千円	
合計				〇ha	〇〇千円	
その他						

【共同利用機器導入計画】

導入する共同利用機器											
No.	種別	機器名称	効果	台数	事業費	管理体制	備考				
1	湿害対策	サブソイラー	田畑輪作体系の中で本機器により本暗渠への水みちを適切に確保し、湿害防止と生産額の増を図る。	〇台	〇〇千円	〇〇土地改良区が所有・管理					
2	均平	レーザーレベラー	整備される大区画圃場での水稲作における用水供給のムラや畑作における雨水の地表面滞留を防止し、生産額の増を図る。	〇台	〇〇千円	〇〇土地改良区が所有・管理					
合計				〇台	〇〇千円						
機器導入の対象面積		〇〇ha	機器導入の対象農家戸数		〇〇人	備考					
うち担い手が所有する面積		〇〇ha 〇〇%	うち担い手		〇〇人 〇〇%						
見込まれる作物生産の効果(高収益作物を含めた計画とすること)											
No.	作物	事業実施前				事業実施後				生産額の増減	備考
		面積	単収	単価	生産額	面積	単収	単価	生産額		
1	水稲	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇千円	
2	小麦	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	—	—	—	—	▲〇〇千円	機器導入後は作付とりやめ
3	たまねぎ	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇千円	
4	小豆					〇〇ha	〇〇t/ha	〇〇千円/t	〇〇千円	〇〇千円	
合計		〇〇ha			〇〇千円	〇〇ha			〇〇千円	〇〇千円	〇年間で〇〇千円
その他											

県	地区
作成月日	年月

(市町村・都道府県) 機構集積推進実施計画

〇 〇 地 区

年 月 日
〇〇県 〇〇市町村

(市町村・都道府県) 機構集積推進実施計画

(目次)

- 1 整備区域図

- 2 農地集積・集約化概要
 - (1) 概要一覧
 - (2) 担い手別一覧
 - (3) 農用地集約図

- 3 収益性向上計画
 - (1) 販売額向上
 - (2) 生産コスト削減
 - (3) 担い手の米の生産コスト
 - (4) 高収益作物の割合
 - (5) 麦・大豆等の作付け割合、単収

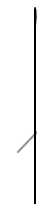
※達成状況の報告時は完了に伴う修正箇所について申請時点との上下2段書きで記載すること

1 整備区域図

〇 〇 県

〇 〇 地 区

(位置図)



(注)地域計画策定地域、既整備地域、農地耕作条件改善事業の事業対象地域の整備計画の概要が分かるようにすること。
 ※完了報告時は、完了に伴う修正箇所について分かるように記載すること

	主要工種等
既整備地域	・事業名 : 「〇〇事業」 ・地区名 : 「〇〇地区」 ・工期 : 〇〇年度～〇〇年度 ・工種 : 区画整理 〇ha 暗渠排水 〇ha …
事業対象地域	・工種 : 区画整理 〇ha 暗渠排水 〇ha …

凡例		
区分	既整備地域	緑 - - - - で囲む
	事業対象地域	赤 - - - - で囲む
	地域計画策定区域	青 - - - - で囲む

(3) 農用地集約図

※(2)事業対象地域における担い手別農用地集約化一覧に基づき記載すること

(現況)	凡 例		
	区分	既整備地域	緑 ----- で囲む
		事業対象地域	赤 ----- で囲む
	集積・集約 状況	彩色区分	担い手番号(※)
			1
			2
			3
	4		

(目標)	凡 例		
	区分	既整備地域	緑 ----- で囲む
		事業対象地域	赤 ----- で囲む
	集積・集約 状況	彩色区分	担い手番号(※)
			1
			2
			3
	4		

3 収益性向上計画

(1) 販売額向上 (要綱第6の5(5)アに該当する場合に記入)

受益地内で生産された作物の生産額、受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品等を整理する。

① 作物生産額

過去の基盤整備事業区域		本事業区域		
事業実施前 (千円) ①	事業実施後(現在) (千円) ②	事業実施前 (千円) ①'	事業実施後(完了年度) (千円) ②'	事業実施後(目標年度) (千円) ③'

※②に計上している作物分は除く。

② 加工品や6次化商品の販売額

過去の基盤整備事業区域		本事業区域		
事業実施前 (千円) ④	事業実施後(現在) (千円) ⑤	事業実施前 (千円) ④'	事業実施後(完了年度) (千円) ⑤'	事業実施後(目標年度) (千円) ⑥'

③ その他販売額

過去の基盤整備事業区域		本事業区域		
事業実施前 (千円) ⑦	事業実施後(現在) (千円) ⑧	事業実施前 (千円) ⑦'	事業実施後(完了年度) (千円) ⑧'	事業実施後(目標年度) (千円) ⑨'

④ 販売額向上率

販売額向上率	
事業実施後（完了年度） （％）	事業実施後（目標年度） （％）
⑩ = $(2+2' + 5+5' + 8+8')$ / $(1+1' + 4+4' + 7+7')$	⑪ = $(2+3' + 5+6' + 8+9')$ / $(1+1' + 4+4' + 7+7')$

※①～③については、農地中管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）別記様式第1号の7の（2）①～③に準じて整理した資料を添付する。

（2）生産コスト削減（要綱第6の5（5）イに該当する場合に記入）

生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）の算定方法に準じて整理する。

過去の基盤整備事業区域の生産コスト		本事業区域の生産コスト			計				
事業実施前 （千円） ①	事業実施後 （現在） （千円） ②	事業実施前 （千円） ①'	事業実施後 （完了年度） （千円） ②'	事業実施後 （目標年度） （千円） ③'	事業実施前 （千円） ④=①+①'	事業実施後（完了年度）		事業実施後（目標年度）	
						生産コスト （千円） ⑤=②+②'	削減率 （％） ⑥=1-⑤/④	生産コスト （千円） ⑦=②+③'	削減率 （％） ⑧=1-⑦/④

※過去の基盤整備事業区域及び本事業区域の生産コストについては、農地中管理機構関連農地整備事業実施要領（別記様式第1号の7の（3））に準じて整理した資料を添付する。

- (3) 担い手の米の生産コスト (要綱第6の5(5)イ(ア)に該当する場合に記入)
担い手の米の生産コストを整理する。

過去の基盤整備事業区域の 米の生産コスト		本事業区域の 米の生産コスト			地区全体の米の生産コスト		
事業実施前 (円/60kg) ①	事業実施後 (現在) (円/60kg) ②	事業実施前 (円/60kg) ①'	事業実施後 (完了年度) (円/60kg) ②'	事業実施後 (目標年度) (円/60kg) ③'	事業実施前 (円/60kg) ④	事業実施後 (完了年度) (円/60kg) ⑤	事業実施後 (目標年度) (円/60kg) ⑥

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた 60kg 当たり全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

- (4) 高収益作物の割合 (要綱第6の5(5)イ(イ)に該当する場合に記入)
作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を整理する。

作物生産額	過去の基盤整備事業区域		本事業区域			計		
	事業実施前 (千円) ①	事業実施後 (現在) (千円) ②	事業実施前 (千円) ①'	事業実施後 (完了年度) (千円) ②'	事業実施後 (目標年度) (千円) ③'	事業実施前 (千円) ④=①+①'	事業実施後 (完了年度) (千円) ⑤=②+②'	事業実施後 (目標年度) (千円) ⑥=③+③'
作物生産額 (主食用米除く)								
作物生産額 (高収益作物)								
作物生産額に占める 高収益作物の割合								

※過去の基盤整備事業区域及び本事業区域の作物生産額については、農地中管理機構関連農地整備事業実施要領別記様式第1号の7の(5)に準じて整理した資料を添付する。

(5) 麦・大豆等の作付割合、単収 (要綱第6の5(5)イ(ウ)に該当する場合に記入)

① 麦・大豆等の作付面積 (受益面積: ○○ha・・・①)

過去の基盤整備事業区域の 麦・大豆等の作付面積		本事業区域の 麦・大豆等の作付面積			計				
事業実施前 (ha) ②	事業実施後 (現在) (ha) ③	事業実施 前 (ha) ②'	事業実施後 (完了年度) (ha) ③'	事業実施後 (目標年度) (ha) ④'	事業実施前 (ha) ⑤=②+②'	事業実施後 (完了年度)		事業実施後 (目標年度)	
						麦・大豆等の 作付増加面積 (ha) ⑥=(③+③') -(②+②')	受益面積に 占める 麦・大豆等の 作付増加割合 (%) ⑦=⑥/①	麦・大豆等の 作付増加面積 (ha) ⑧=③+④' -(②+②')	受益面積に 占める 麦・大豆等の 作付増加割合 (%) ⑨=⑧/①

② 麦・大豆等の単収

過去の基盤整備事業区域の 麦・大豆等の単収		本事業区域の 麦・大豆等の単収			地区全体の麦・大豆等の単収				
事業実施前 (kg/10a) ①	事業実施後 (現在) (kg/10a) ②	事業実施前 (kg/10a) ①'	事業実施後 (完了年度) (kg/10a) ②'	事業実施後 (目標年度) (kg/10a) ③'	事業実施前 (kg/10a) ④	事業実施後 (完了年度)		事業実施後 (目標年度)	
						麦・大豆等 の単収 (kg/10a) ⑤	受益面積に 占める 麦・大豆等の 単収向上率 (kg/10a) ⑥=⑤/④	麦・大豆等 の単収 (kg/10a) ⑦	受益面積に 占める 麦・大豆等の 単収向上率 (%) ⑧=⑦/④

※①②については、農地中管理機構関連農地整備事業実施要領別記様式第1号の7の(6)に準じて整理した資料を添付する。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業採択申請書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第8の1に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、農地耕作条件改善計画）を添付して申請する。

※（ ）内は、添付する計画書類を記載する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇 〇 〇 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
〇 〇 〇 〇

事業採択通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった別紙の地区について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第10のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業変更報告書

別紙の地区について、事業内容等を変更したので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第8の4に基づき、（農地中間管理機構との連携概要、農地耕作条件改善計画）を添付して報告する。

※（ ）内は、変更した計画書類を記載する。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第6号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業達成状況報告書

別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第9に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

達成状況の改善計画について

○○地区について、農地耕作条件改善計画の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、提出する。

記

- 1 地区名、工期、総事業費
- 2 完了年度及び達成状況報告の内容
- 3 達成状況が十分でない原因及び問題点
- 4 2年以内の期間の新たな目標年度の設定
- 5 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)

別記様式第8号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

交付決定前着手届

○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長通知）第8の5に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと